

## 令和2年度第1回旭川市公民館運営協議会 会議録

日 時：令和2年7月20日（月） 10:00～11:30

場 所：旭川市神楽公民館 講堂

出席者：（委員）東委員・片山委員・加藤委員・佐々木委員・氷見山委員・  
藤原委員・松林委員・宮嶋委員・村田委員（50音順）

（事務局）公民館事業課長・公民館事業係長・公民館事業係主査・

中央公民館長・永山公民館長・東旭川公民館長・神楽公民館長・

末広公民館長・江丹別公民館長・東鷹栖公民館長・神居公民館長・

北星公民館長・新旭川公民館長・愛宕公民館長・東光公民館長・

西神楽公民館長・春光台公民館長

傍聴者：なし

\*会議はすべて公開で開催

## 令和2年度第1回旭川市公民館運営協議会 会議内容

- 1 開 会
- 2 会長 挨拶
- 3 社会教育部長 挨拶
- 4 旭川市公民館運営協議会委員 紹介
- 5 公民館事業課新任職員 紹介
- 6 議 事
  - (1) 令和元年度 公民館活動実施状況
  - (2) 令和元年度 社会教育基本計画事務事業評価
  - (3) 令和2年度 公民館活動
  - (4) 公民館事業関係予算の推移
  - (5) 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討
  - (6) その他
- 7 閉 会

- 議事 (1) 令和元年度 公民館活動実施状況  
(2) 令和元年度 社会教育基本計画事務事業評価 (併せて事務局から説明)

**(会長)**

ただ今、事務局から説明がありましたが、質問や御意見はありませんか。

事務局で利用状況の大きな変化を見ることの出来るグラフを作ってもらいましたので、どういう傾向があるのかわかると思えます。3ページ、4ページの利用人数、参加者数を見た場合、それぞれの公民館が平成29年度から令和元年度までどのように変わってきたか一目で見られ、比較できるわけです。

特に目につくのは、江丹別公民館がすごい右肩上がりですが、これはどういう理由なのか説明願います。

**(事務局)**

江丹別公民館の大幅な主催事業参加者数の増の理由について明らかなのは、地元の小中学生を対象に、昨年度から放課後居場所づくりという事業を開始し、年間で1405名の増となっています。これが江丹別公民館が大きく伸びている理由の一つですが、館長から補足願います。

**(江丹別公民館長)**

児童生徒の放課後居場所づくりに伴い、多目的ホールの開放もこの子ども達が利用していることで施設利用者が大幅に増えたということです。

**(委員)**

資料を見て、このようにたくさんの事業が行われていることがわかりましたが、周知についてですが、運営協議会の委員になるまでは公民館でどういったことをやっているのかという情報をなかなか目にするのがなくて、市民はどこで情報を得ているのか、また、身の回りの人に聞いてもあまり公民館を使っているという話を聞いたことがないので、どのような周知をしているのかお聞かせください。

**(事務局)**

基本的に事業の周知方法で一番大きな部分を占めるのが市民広報での周知です。それから、ポスター、ちらし、大きな事業に依りましては報道機関に依頼して周知するという方法もあります。それから、インターネット上でホームページを掲載しているので、そこでもお知らせしています。各館それぞれ特徴がありますが、一番大きな影響があるのは市民広報であろうと思います。また、身の回りの方に呼びかけるということもあり、口コミも大きな部分を占めています。

なるべく多くの方に参加していただくよう、各館独自に工夫を凝らしながら周知に努めています。

### (委員)

私が加入している町内会はマンションの町内会ですが、役員から町内会に入っている人には広報誌が届くということを知りました。町内会に入っていない人も多く、入っていない家には広報誌はどうやって配布されているのか疑問なのですが、皆さんに広報誌は配布されるのでしょうか。

### (事務局)

市民広報の配布につきましては、市の広報広聴課が担当していただき、現在もそうであろうと思いますが、町内会に入っていないに拘わらず配布をするのが原則となっています。たとえば、マンションですとか、アパートですとか、町内会に入っていない方が多くおられる場合には、そこで代表の方を決めてもらって、そこにまとめて届けるという方法をとっていると思いますので、広報広聴課に相談していただきたいと思います。

### (委員)

西神楽公民館の施設利用状況が40パーセント以上下がっているのは何か理由があったのでしょうか。

### (事務局)

主催事業で大きな減少の理由となっているものの中で明らかなのは、例年、柔道とゲートボールの開放を行っていましたが、施設が使えなくなったことと、利用者の高齢化に伴って開放事業が中止になり、925人の減になっていることが一つ。それと千代ヶ岡分館、これは千代ヶ岡小学校が西神楽公民館の分館となっていて、平成30年度にはコンサートを行い、310人の参加者がありましたが、年度末に分館が廃止になって、この部分でも減少しています。

主催事業については以上ですが、施設利用状況については西神楽公民館長から説明します。

### (西神楽公民館長)

施設利用が下がっていることについては、公民館施設の暖房が故障して、冬の間使用不可となりました。現在、事務局は農業構造改造センターに置いており、向かいに支所と公民館があるという形になっています。貸し室は改善センターの施設を使っていますが、老朽化してきていることもあり利用者が減ってきている状況です。

### (委員)

神楽公民館の利用状況がずば抜けているのは、他と比べてどういう違いがあるのか、参考のために教えてほしいのですが。

### (神楽公民館長)

神楽公民館は複合施設であり、利用者や登録団体もコロナの影響や高齢化で減ってはいるものの150団体近くあり、活動が活発に行われているとか、図書館や児童センタ

一と連携したりとか、民生児童委員の方も子育てサロンなどに一生懸命取り組んでいただいているとか、みなさんで盛り上がって活動しているのが現状であると思います。

#### (公民館事業課長)

補足ですが、神楽公民館は都心から近いという立地条件と駐車場の収容台数が多いということがあります。となると、自動車で来るには利用しやすい施設であるということが大きな要因であると言えます。複合施設であることから、支所や図書館を利用する方がついでに利用するという考えられます。

また、西神楽公民館についての補足ですが、暖房が壊れて利用率が落ちたということもありますが、来年、支所と公民館を解体して改善センターと一緒にすることから、その際には広報活動などを通じて利用率を上げていきたいと考えています。

また、施設の利用状況等を全体的に見てみますと、西神楽や江丹別の例もありますが、微減となっています。この要因は、ご存じの通り、新型コロナウイルスの関係で、2月25日から3月15日までの間、開放事業を含む主催事業を一部中止していました。さらに感染が拡大したことで、対策本部の要請で4月20日から5月25日までの約1か月間、臨時休館しました。その後、政府が定めた「新しい生活様式」や全国公民館連合会のガイドラインに基づき、旭川市の公民館を再開している状況です。なお、主催者にはマスクの着用を始め、ウイルス感染に注意を要請しながら感染予防に努めています。

#### (会長)

コロナの影響について話がありましたが、初めての体験をしている中で、これまでの対応について反省はあると思います。はっきりしていることは、学校についての対応はやり過ぎだったのではないかとということです。同時に公的施設についても、注意すればやれたのではないかと、中でも居場所としての公民館の役割において、みんなが家に籠もるとどうなるか、精神的、健康的な面で問題が出てきていることがわかってきており、今日の会議のように開催すること自体がたいへん重要であると感じます。利用を希望する人たちに使ってもらえるよういろいろ工夫してもらいたいと切に思います。

議事 (3) 令和2年度 公民館活動

(4) 公民館事業関係予算の推移 (併せて事務局から説明)

#### (会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、質問や御意見などはありませんか。

予算不在で修理・修繕等やりたいけれども出来ないというところはあるのでしょうか。だいたいやれているということでしょうか。

#### (事務局)

公民館施設の管理面について、施設はだんだん老朽化していきますので修繕する必要が出てきます。昨年度まではあまり十分な予算が付かず、行えなかった部分はありますが、水道管が故障したとか、排水溝が詰まったとか、どうしても待てないようなものは

やりますが、必ずしも十分ではありませんでした。

ただ、今年度に関しては、今年の4月から公民館の使用料が値上がりし、その関係もあって修繕費の方も多少余裕を持ってつけられています。昨年度、使用料の値上げをするに当たって、利用者の方から体育館の照明が切れているとか、机の角が取れてささくれが出来ているとか言われていましたが、このようなものの修繕を積極的に進めています。また、長机も十分でないにしても、相当数そろえようと考えています。

#### (会長)

コロナの影響で施設の修繕に関わってくるものはありますか。

#### (事務局)

コロナの影響で言いますと、トイレの改修を行いたくても部品が手に入らなくて、工事が止まっているということを知ったりしますが、今のところ、部品の調達に時間がかかるというケースはあるものの、全体的に滞っているということはありません。

議事 (5) 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討 (事務局から説明)

#### (会長)

それでは次に、「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討」について事務局から説明願います。

#### (公民館事業課長) 背景等の説明

検討の背景としましては、平成28年2月に人口推計や公共施設の老朽化等の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する基本方針を定めた「旭川市公共施設等総合管理計画」を策定したところです。この計画に基づき、平成31年2月に作成した「第1期アクションプログラム施設再編計画」におきまして、公共施設に関する財政負担の軽減と効率的な活用に向けて、市民サービスの維持・向上への影響を配慮しながら、個別施設の状況に応じた取組を進めることとし、同時に「地域集会施設の活用方針」を策定し、これまで目的ごとの施設整備・運用から、すべての地域集会施設において、生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基盤とするため、公民館の位置付けの整理について検討することとなったところです。

また、令和元年8月に策定した「地域集会施設の活用に関する実施計画」におきまして、令和6年度の第2段階までに社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型と名称の見直しを検討することとなっています。

検討する内容としましては、「地域集会施設の活用方針」で示された3案につきまして、第1案として「すべての公民館を『公民館』として位置付ける」案で、公民館の運用を見直し、他の地域集会施設と同様、地域住民が多様な活動をする事が出来るようにします。この場合、社会教育法における営利事業などの禁止されている行為があります。

次に第2案として、「一部の公民館を『公民館』として位置付ける」案で、一部の施設を公民館として位置付け、それ以外の公民館は共通基盤化します。

最後に第3案として、「すべての公民館において『公民館』の位置付けを持たない」案で、すべての公民館が社会教育法に基づかない公民館となり、他の地域集会施設と同様となります。

検討する手法及びスケジュールとしましては、社会教育法第17条で「社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる」ことが規定されていることから、今月3日に開催されました社会教育委員会議で諮問され、専門的な立場での検討を経て、令和3年3月に答申をいただき、これを受け公民館の位置付けの見直し案を作成し、意見提出手続きを経た後、同年8月には教育委員会議で審議いただき決定することとなります。

なお、社会教育委員会議での検討方法といたしましては、平成28年2月に策定した「旭川市社会教育基本計画」と同様、社会教育委員会議に専門検討会を設置し検討することとし、委員構成につきましては、学校教育関係者などの各区分ごとに公民館事業と関係の深い団体から推薦された委員を選出し、議長を加えた7人とし、これに旭川市公民館運営協議会会長にも参加いただきます。

公民館運営協議会の関わりにつきましては、専門検討会での検討案の中間報告や最終的な答申案を受け、それぞれについて運営協議会としての意見を具申します。その後、教育委員会で答申内容に沿って現行制度の見直しを行います。この見直し案の中間報告や最終的な具体案についても意見を具申することとなります。

#### (事務局) 理由・手法・結論の見直し等の説明

#### (会長)

ただ今の事務局からの説明について、質問や御意見などはありませんか。

#### (委員)

私も永山公民館の事業でお世話になっていますが、たとえば3つの案の中で第2案か、第3案で決まっていくのではないかと思います。利用する立場の者としては、公民館は学習の場であるということが常に頭の隅にあります。その他の住民センターだとか、交流センターだとかはサークルの余暇の部分という考えでいるわけです。第3案になった場合、市の教育委員会が主体的になった運営になるのでしょうか。そうでないと、生涯学習の発表の場としての公民館の位置付けが薄くなってしまわないかと危惧しています。

#### (公民館事業課長)

我々の現段階での考え方についてお話しします。委員がおっしゃるように、第3案になった場合、全く公民館でなくなるのではないかとありますが、説明の中で、建物自体がなくなったとしても公民館活動はなくなるということを述べましたが、その場合どうしても自主事業の運営などには専門のスタッフが必要になるということは現実の話です。ですから、市長部局に対してもノウハウを持った教育委員会の職員がいなければならない、現段階ではそういう風な考えでいます。全く公民館がなくなるのではなく、当然公民館活動も同じです。

### (委員)

私たちは運営協議会ということで参加しています。この公民館の位置付けについて社会教育委員が主体的に協議されて、それによって答申されるということですが、私たちのいろいろな意見もあると思います。私が当初思ったのは社会教育委員の検討の経過を報告してもらって、それに対して意見の具申をするものと思っていましたが、具体的に社会教育委員がどのような経過で検討されているのか、今現在わからないのですが。この3つの案は教育委員会の案ですよね。ですから、我々の立場としてどのように考えていけばいいのか、議論のはじめとしてお聞きしたいし、その中で公民館以外の施設を公民館的に使う場合には社会教育法以外の根拠が必要とのことですが、ある程度その目安はあるのでしょうか。

### (公民館事業課長)

公民館運営協議会の立場についてのお尋ねですが、実は社会教育法の作りでは、最高の議決機関である教育委員会会議が意見を求めることが出来るのは社会教育委員だけなんです。たとえば、運営協議会で検討しても意見を述べることは出来ません。ですから、間接的ではありますが、社会教育委員会会議で検討した結果について、最終の前に中間報告として説明があって、それに対して運営協議会として意見を述べていくスタンスと考えています。

もう一つ、根拠については、地区センターや住民センターは法律に基づかない施設であり、条例上で設置する施設です。ですから、社会教育法に基づく施設を法から外して、法に基づかない施設にするということは条例に定めるしかないんですね。我々としては、条例上の位置付けをどういうふうにするかという考えは、現在、持ち合わせていません。

### (委員)

社会教育委員の検討状況がわからなければ、我々としても意見の言い様がないと思いましたが確認しました。

### (会長)

公民館の現在の活動についてもっと発展させようという意識は皆さんお持ちだと思いますが、一方で社会的変化や少子高齢化の状況の中で、知恵を出し合っとういう活動を発展させて行く道を探さなければならないところに居るのではないかと思います。今いろいろな議論をしながら、最終的に落ち着くところに落ち着くのではないかと思います。

私の立場から申し上げますと、災害の問題、地球環境の問題に深く関わっていますが、温暖化の影響が出てきているところに加えて、コロナの問題が入ってきている。その中で、社会が不安定でいろいろなことが起こりうることで、公民館が果たす役割はないのだろうかということを考えます。特に災害に関して、これまで地味だった保健所が3・11で大変大きな役割を果たしており、今回のコロナでも脚光を浴びており、もっと人材を拡充しようと大騒ぎになっています。公民館にもややそういう面があるのではないかと思います。多くの方がいろんな意味での居場所として使っており、これからはもっ

と必要になるのではないかと思います。厳しい財政状況の中にあっても、公民館がいろいろ発展していく方向を探していければと思います。

#### (委員)

ハード面で公民館の老朽化が問題になっていますが、近くに北星公民館と北星地区センターがあります。どちらも老朽化が問題になっていますが、私は公民館も地区センターも使う場所としては変わらないと思うので、複合施設としてどちらか長持ちする方に移転して複合的に使う方法もあるのではと思います。

#### (公民館事業課長)

今後新しい建物を建てるときには、当然複合化ということが効率的であると考えられますが、実は老朽化の話をする、中央公民館が昭和初期の建物であり、その一方で新しい建物もあります。逆に言えば、ある程度は持つものの、それ以上になると安全上の面から建替をしなければなりません。そのときには、複合化の話になるとは思いますし、単体では非効率であると思います。

#### (委員)

2050年には明治維新の頃の人口になるとの資料を見ましたが、人口が極端に減っていくとそういうことになると思いますが、神楽地区ではどんどん赤ちゃんが生まれているんですね。2か月くらいから「子育てサロン」に参加しています。

毎週、学習支援を行っていますが、イメージとしては、公民館は生涯学習活動を落ち着いて出来る場という風に思います。

#### (公民館事業課長)

公民館活動は社会教育法で禁止されていることを除き、教育の場として生涯学習活動を通じ、地域の課題やそれぞれの抱えている問題を解決していくという目標がありますが、そうした場が社会教育法から外してしまうと出来なくなるのではないかという意見が当然出てきます。それについて運営協議会委員や利用団体の意見をうかがい、専門検討会がこれから始まりますが、そのメリットとデメリットの検討の中でどちらがよいのか、あるいは順位付けをしていくのか結論が導かれるものと思います。

#### (会長)

「ソーシャル・キャピタル」という言葉があります。日本語で「社会関係資本」と言われていますが、「資本」と言えばお金の方に目が向くわけですが、「人々の結びつき」、言わば「社会の強さ」の部分を考えていかなければなりません。公民館は「ソーシャル・キャピタル」を強化する役割があるのではないかと思います。問題提起をしておきます。



## 議事（6）その他

### （会長）

それでは、その他として事務局から案件はありますか。

### （事務局）

特にありません。

### （会長）

どなたからでも構いませんので、全体を通して何か御発言はありませんか。

### 【委員から「なし」の発言を受けて】

それでは、副会長から総括をお願いします。

### （委員）

先日、テレビで100歳の現役のピアニストやお医者さんが出ていて、健康長寿の元気な高齢者が増えていることを感じます。定年退職や仕事を辞めて30年、40年もあって、まだまだ人の役に立ちたいと考えている方が多いと思います。また、ボランティアをすることで元気で長生き出来るという説もあります。地域の中心は公民館ですから、そういうボランティアが力を出せるような事業だとか、そういう方の発掘の支援・協力を積極的にお願いしたいと思います。

### （会長）

ありがとうございました。

本日は、委員の皆様には議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

ただ今をもちまして、令和2年度第1回公民館運営協議会を終了いたします。

以 上